

◎申告フローチャート

あなたが申告をする必要があるか確認してみましょう

※この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点等はお問い合わせください。

※年齢は令和4年1月1日現在です。

※納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず、確定申告が必要です。

※住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人は税務署で確定申告をしてください。

※雑損控除を受ける場合は税務署にご案内する場合がありますのでご了承ください。

